

萩市出会いの場づくり応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化の一因である晩婚化及び未婚化の対策のため、萩市出会いの場づくり応援事業補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者は、別に定める「はぎ縁結び応援団」制度実施要領による「はぎ縁結び応援団」(以下「応援団」という。)に登録された団体又は連合体(連合体にあつては、全ての構成団体が応援団として登録されていること。)(以下「補助対象者」という。)とする。

2 補助対象者は、応援団に登録された団体であつて、別表第2に掲げるいずれにも該当しない者とする。

3 補助対象者は、それぞれ次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 企業・団体等

ア 市内に活動の本拠地を有し、補助事業を実施する体制が確保されていること。

イ 団体として独立した経理を行っていること。

ウ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと、かつ、特定の公職者(候補者を含む。次号において同じ。)又は政党を推薦し、支持し又は反対することを目的とした団体でないこと。

(2) 連合体

ア 申請者は、補助事業の共同実施に当たり、他の企業等から代表を委任された企業等であること。

イ 市内に事業所等を有すること。

ウ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと、かつ、特定の公職者又は政党を推薦し、支持し又は反対することを目的とした団体でないこと。

(補助対象事業)

第3条 この要綱において「出会いの場づくり応援事業」とは、結婚を望む独身者が参加交流し、その後の交際につながる出会いの場を提供する事業とする。

2 出会いの場づくり応援事業のうち、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 応援団に登録された団体が、市内に在住若しくは在勤し又は将来萩市に住む希望がある20歳以上の独身者を対象に、1回のイベントにつき、公募により募集定員概ね10名以上で実施する婚活イベント事業。ただし、営利活動に繋がるものやカップリングを実施しない懇親会や交流会とみなされる交流イベントは除く。

(2) 応援団に登録された団体の連合体がそれぞれの企業・団体に所属している20歳以上の独身者を対象に、参加者概ね10名以上で共同して実施する婚活イベント事業。

ただし、営利活動に繋がるものやカップリングを実施しない懇親会や交流会とみなされる交流イベントは除く。

(補助対象経費、補助率等)

第4条 補助対象事業に係る補助対象経費、補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類とともに補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助金を当該事業の目的以外の用途に使用してはならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る市の取扱いに準じて行わなければならないこと。

2 前項の規定に違反した場合のほか、市長は、補助対象者が補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件又はこの要綱の規定若しくはこれに基づく市の処分違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことができる。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付の決定をし、当該補助対象者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2のいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を通知する場合において、補助金の交付の決定に際して、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えることができる。

(補助事業の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記第2号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 補助金額の増額
- (3) 補助金交付決定額の30パーセントを超える補助金額の減額
- (4) 補助事業の重要な部分の変更

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助事業の中止若しくは廃止の承認決定又は補助金の交付の変更決定をし、当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第9条 市長は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、実績報告書(別記第3号様式)を補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の通知内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合又は第10条の規定により、交付の決定の全部若しくは一部を取り消した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付)

第13条 前条の規定により通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算払請求書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。ただ

し、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めたときは、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、概算払請求書（別記様式第5号）を市長に請求しなければならない。

（補助事業の遂行状況の報告及び調査）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（個人情報の保護）

第15条 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

2 補助事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令に規定する内容を遵守しなければならない。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年6月28日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月14日から施行する。
- 3 この要綱は、令和6年6月7日から施行する。

別表第1（第4条関係）

1 補助対象経費	2 補助率	3 補助限度額	
報償費、旅費、需用費、 役務費、委託料、使用料 及び賃借料	補助対象経費の 10分の10	第3条第2項第1号に掲げる事業	15万円
		第3条第2項第2号に掲げる事業	10万円

補助対象経費一覧（内容は、一例とする）

経費区分	内容	
報償費	報償金	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会又は講習会等の講師に対する謝礼 ・施設利用等に対する謝礼 ・謝礼品等感謝の意を表し贈呈するための物品（報償物品）の購入経費
旅費		<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者（スタッフ）の補助事業の運営に要する交通費
需用費	（短期間の使用若しくは1回の使用で消費されるもの、毀損しやすいもの又は著しく長期間の保存に耐えないものの類の取得に要する経費）	
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・文具類
	燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に使用するバス等の燃料等
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター・チラシ印刷代又は写真現像
	食糧費	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者飲食料、スタッフ弁当代等。但し、補助の上限を参加者2,000円/人、スタッフ1,000円/人とする。
役務費	通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便料、切手代
	広告料	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞広告料、テレビ・ラジオ等による広告料
	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・送金手数料等
	保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・損害保険（イベント保険）の保険料等
委託料	（補助事業者が直接実施するより他の者に委託して実施する方が効率的であるものが対象）	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ポスターの図案作成又はパンフレットの作成 ・テレビ放送料 ・旅行の企画、手配等
使用料及び 賃借料	（一般に賃貸借契約に基づいて、その対価として支払われる経費）	
		<ul style="list-style-type: none"> ・施設、会場等又は自動車、機械類等の借上げ ・著作権等の権利の使用 ・施設の入場料等

備考 次の5つの経費は、補助対象経費とは認めない。

- ・補助事業と直接関係がない団体の恒常的な運営経費
- ・団体の内部の者に対する謝金及び委託料
- ・補助事業の終了後も団体の財産となる備品購入費
- ・宿泊を伴う企画における参加者及びスタッフの宿泊費
- ・参加者やスタッフの自宅から会場までの交通費

別表第2（第2条、第6条係）

1 暴力団（萩市暴力団排除条例（平成23年7月8日条例第21号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
2 暴排条例第11条又は第12条の規定に違反した事実があるとき。
3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。